

令和5年度 指定都市市長会 第6回総務・財政部会

総務・財政部会 資料 大都市制度について

指定都市に対する不利益な取扱いについて

- 再照会の結果、18市から「道府県から交付される補助金等において指定都市が他市町村に比べ不利益な取扱いをされている事業」の回答があった。（2市は「該当なし」の回答）
- 回答は130事業（※1）あり、分野別にまとめると、多いものから順に、「障害者・高齢者支援」で44事業、「子育て支援」で38事業あった。
- 事業目的別の該当道府県数で上位3位は「医療費助成に対する補助」であった。

分野別の該当事業数

分野	指定都市に対する不利益な取扱の事業数(※1)			対象市数	
	内訳(※2)				
	対象外	減額	その他		
障害者・高齢者支援	44	37	6	1	14
子育て支援	38	29	8	1	17
産業・観光	13	10	2	1	8
防災・災害対応	8	7	1	—	7
教育	7	3	4	—	6
公衆衛生	6	6	—	—	5
都市整備	6	6	—	—	5
その他	8	8	—	—	7
合計	130	106	21	3	—

事業目的別の該当道府県数(上位5位)

順位	事業目的	該当道府県数	対象市数
1	ひとり親家庭等医療費助成に対する補助	9	13
2	子ども医療費助成に対する補助	8	12
2	重度心身障害者(児)医療費助成に対する補助	8	12
4	商店街支援事業に対する補助	4	4
5	建築物等の耐震化関連事業に対する補助	3	5
5	浄化槽整備事業に対する補助	3	3
5	保育士の待遇改善・加配事業に対する補助	3	3
5	難聴児の補聴器購入に対する補助	3	3

※1 同一道府県内で複数の同一事業があった場合は1事業としてカウント。

(例:ひとり親家庭医療費に対する助成は9道府県の13市から回答があったため、9事業としてカウント)

※2 本調査は、「不利益な取扱いをされている事業」のみ回答を得ているため、「市が事業を実施していない」、「道府県が補助事業を実施していない」、「不利益な取扱を受けていない」ケースは、一部を除き把握していない。

＜参考＞回答のあった事業まとめ

回答のあった事業		回答のあった事業		回答のあった事業		回答のあった事業	
ひとり親家庭等医療費助成事業		重度障害者医療費助成事業		情報通信関連企業立地促進奨励金		中学校配置相談員助成事業助成金	
小児医療費公費負担制度		在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業		地域商業・商店街活動応援事業補助金		特別支援学校費補助金	
母子家庭奨学金		共同生活援助助成事業		農業経営基盤強化資金利子補給事業		文化財保存事業補助金	
少子化対策市町村交付金		グループホーム等家賃補助		次世代産地整備支援事業		「トライヤー・ワーカー」推進事業交付金	
家庭保育室等運営事業費補助金		障害児(者)生活サポート事業		農産産地支援事業		全国高等学校総合体育大会競技種目別大会運営費補助金【追加】	
保育サービス支援事業補助金		居宅改善整備費補助事業		農業経営多角化支援事業		公立学校給食費無償化支援事業補助金【追加】	
民間社会福祉施設整備資金借入金助成事業		生活ホーム事業		商店街等施設整備事業補助金		浄化槽設置整備事業補助金	
民間社会福祉施設整備資金利子補給金		地域活動支援センター事業		商店街機能強化等促進事業		公衆浴場業經營安定化補助金	
民間児童福祉施設職員待遇改善事業補助金		軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業		企業立地促進補助金【追加】		公衆浴場設備改善補助金	
民間社会福祉施設整備資金借入金助成事業		民間救護施設職員待遇改善事業補助金		魅力ある買い物環境づくり支援事業費助成【追加】		風しん予防接種助成事業補助金	
民間児童福祉施設整備資金利子補給金		民間社会福祉施設職員設置事業補助金		エネルギー地産地消推進事業費補助金【追加】		むし歯予防対策事業補助金	
保育士配置改善事業		民間社会福祉施設整備資金借入金補助事業		工業用地安定供給促進事業費【追加】		市街地再開発事業	
保育士待遇改善事業		民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金		商店街にぎわいづくり補助事業【追加】		優良建築物等整備事業	
認可外保育施設入所児童待遇向上事業		老人福祉施設入所者法外援護給付金助成事業		自主防災組織資機材整備支援事業		がけ地近接等危険住宅移転事業	
産休等代替職員費補助事業		社会福祉施設整備資金利子補給事業		地域防災力向上総合支援補助金		市町村水道総合対策事業	
第3子以降保育料無償化事業費補助金		社会福祉施設整備助成事業		災害援護資金貸付償還金利子補給		豊かな暮らし空間創生事業費【追加】	
多子軽減の保育料軽減支援事業【追加】		強度行動障害者市単加算事業		災害融資利子補給		防犯環境整備推進補助金	
放課後児童健全育成事業【追加】		高齢重度障害者介護支援加算事業		住宅・建築物の耐震化サポート事業		市町村防犯カメラ等設置事業補助金	
特別保育事業(未満児保育事業)【追加】		民間福祉作業所等運営費助成事業・精神障害者共同作業所運営事業補助		沿道建築物耐震化事業		灯油購入費助成事業	
若年がん患者妊娠性温存治療支援事業【追加】		心身障害者福祉手当支給事業		小規模治山緊急整備事業		市町村振興総合補助金【追加】	
不育症治療費助成制度【追加】		高齢者・障害者向け安心住まいの整備補助事業		要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業【追加】		造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助事業【追加】	
少子化突破展開事業【追加】		重症心身障害児・者短期入所事業費補助金		防災リーダー養成及びフォローアップ研修への補助金【追加】		がん患者医療用補整具購入支援事業【追加】	
保育所等給食費軽減対策支援金【追加】		老人クラブ育成援助				小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業【追加】	
保育所等光熱費高騰対策支援金【追加】		高齢者等在宅生活支援事業				若年がん患者等支援事業費補助金【追加】	
保育所等燃油価格高騰対策支援金【追加】		医療的ケア児者支援従事者養成研修事業補助金【追加】				技能修得資金制度【追加】	
		医療的ケア児者受入設備整備事業補助金【追加】					
		空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業費補助金【追加】					
		障害児(者)ライフサポート事業【追加】					
		福祉医療費公費負担事業費補助金(精神障害者医療費)【追加】					

※ 同一目的の事業はまとめている。

※ 一部事業名の省略等を行っている。

「医療費助成に対する補助」について

- 多くの指定都市で一般市との補助較差がある。
- 補助較差については、『明確な理由がない』や『指定都市移行時の協定等』など、様々である。
- 仮に、一般市基準で補助された場合の差額総額は、約144億円(R4決算)になる。

事業目的	指定都市に対する不利益な取扱い (対象外・減額)			一般市基準で補助された場合の差額※2	指定都市と一般市で道府県補助が同じ
	明確な理由なし※1	指定都市移行時の協定等			
ひとり親家庭等医療費助成に対する補助	13市	8市	5市	11億円	7市
子ども医療費助成に対する補助	12市	6市	6市	67億円	8市
重度心身障害者(児)医療費助成に対する補助	12市	5市	7市	66億円	8市

※1 道府県の補助要綱によるものも含む。

※2 一部、積算不能のものがある。

約144億円

『指定都市移行時の協定等』の具体例

- 指定都市移行時の事務移譲確認書により、3年間の経過措置後に補助が終了した。
- 指定都市移行時の協議により対象外とされたが、県が助成対象を拡充した際に、时限的に3年間補助を受けた。
- 指定都市移行時の協議により対象外とされたが、その後、県と度重なる協議により、一般市よりは低いが補助を受けている。

まとめ

- 指定都市がある道府県の多くで、単県補助事業において、指定都市に 対して不利益な取扱いがある。
- 不利益な取扱いは「医療費助成に対する補助」に多く、仮に、一般市基 準で補助された場合の差額総額は、約144億円になる。

※数字は令和4年度決算

※医療費助成は、子ども医療費、重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対する医療費助成



- 不利益な取扱いは、指定都市市民の理解が得られないため、 見直していく必要ではないか。
- 個々の取り決めなど、様々な経緯と地域の事情があるとしても、 社会状況の変化に合わせて、補助のあり方についても対話を 行っていく必要ではないか。
- このような課題を解決するため、特別市制度を含む、多様な 大都市制度の実現を図る必要がある。